

確定申告はお早めに！

所得税及び復興特別所得税の  
確定申告の相談及び申告書の受付は

2月16日～3月15日です



令和3年分の所得税及び復興特別  
所得税の確定申告の受付は令和4年  
3月15日までです。申告期限間近に  
なりますと税務署は大変混雑するこ  
とが予想されますので、確定申告は  
できるだけ早めにお済ませください。  
還付を受けるための申告は、2月  
16日より前でも受け付けています。  
期限内に申告や納税をしなかつた  
り、間違った申告をしますと、後で  
不足の税金を納めなければならぬ  
だけでなく、加算税や延滞税を納め  
なければならぬこととなりますの  
でお気をつけください。  
なお、申告を行う必要のない人  
も、個人事業税、個人住民税の申告  
が必要な場合がありますので、ご注  
意ください。

令和3年分の贈与税の申告受付は、  
令和4年2月1日から3月15日までで  
す。  
納税も申告期限と同じ日までにしな  
ければなりません。贈与税額が10万  
円を超え、かつ、金銭で一時に納付す  
ることが困難な場合は、5年以内の年  
賦で納める延納の制度があります。

**贈与税の申告及び納付  
期限は3月15日です**

個人事業者の令和3年分の消費税及  
び地方消費税の確定申告・納付の期限  
は、令和4年3月31日となっています。  
ご準備はお早めにお願ひします。

**消費税及び地方消費税  
の確定申告・納付も  
お忘れなく**

税のたより

第342号  
(令和4年2月1日)

編集兼発行

京都市上京区油小路通  
元誓願寺下頭町490

公益社団法人 上京納税協会  
上京納税貯蓄組合連合会

### ご入会の手続き

上京納税協会の窓口にある「入会申込書」に記入してい  
た  
だくか、ホームページからご入会いただけます。  
会費は、法人・個人別に決められています。  
※詳しくは、窓口又はお電話でお尋ねください。

ご入会のお申込みはこちら

携帯電話、スマートフォンで下記の二次元コード

または、左のURLへアクセスしてください。

<https://www.nk-net.co.jp/kyokai/nyukai/top/08201>



## 西陣デジタル申告・納税宣言式を開催

令和3年11月25日、公益社団法人上京納税協会・上京納税貯蓄組合連合会・西陣織工業組合が北野天満宮 文道会館において、「西陣デジタル申告・納税宣言」を行いました。

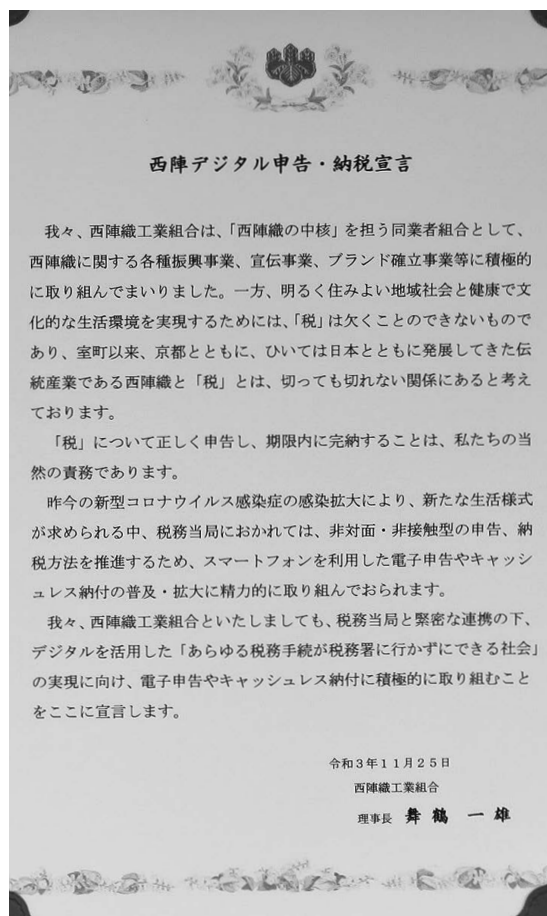
※宣言式のダイジェスト版動画を上京納税協会のHP（最新情報）へUPしておりますので、是非ご覧ください。



（舞鶴理事長から国税ダイレクト方式電子納税届出書を中川署長へ提出）



（記念写真）



（宣言文）

※スマホ申告・キャッシュレス納付の利用につき、ご協力をお願いします。

### 『口座振替（会費）を利用していただいている会員の皆様へ』

令和4年度会費の口座振替日は、6月10日（金）です。

なお、NSS方式での口座振替日は、6月27日（月）になります。

役員の方は、会費と役員特別会費を合算した金額が口座振替されます。

# 正しい申告と納税は市民社会のルールです

☆ **令和3年分の確定申告**  
**感染リスク軽減のために**  
**「自宅からのe-Tax」をご利用ください** (政府広報)

確定申告の時期になりました。令和3年分の確定申告の手続などをご紹介します。新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。

## ☆ **令和3年分確定申告期の確定申告会場のお知らせ**

既に80%以上の方が、確定申告会場に来場せずに確定申告しています。

感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。

令和3年分の所得税等の確定申告の相談及び申告書の受付は、令和4年2月16日（水）から3月15日（火）までです。

（消費税及び地方消費税の確定申告は、令和4年3月31日（木）までです。）

確定申告会場への入場には整理券が必要です（申告書等の提出のみの場合は不要です。）。

確定申告会場は混雑が予想されます。特に、確定申告期限間際は大変な混雑が予想されますので、来場される場合はお早目にお越しください。

## ☆ **申告相談会場**

京都市内5署（上京・左京・中京・下京・右京署）の 合同会場	《税理士による無料相談会場》
<b>西陣織会館</b> 6階 展示場 上京区堀川通今出川南入西側	<b>上京納税協会</b> 3階 会議室 上京区油小路通元誓願寺下ル頭町490
2月16日（水）から3月15日（火） （土・日・祝日を除く）	3月2日（水）・3日（木）・ 4日（金）・7日（月）
【開設時間】 9時～17時まで（相談受付時間は9時から16時まで） ◇ 来場者数の状況に応じて、入場をお断りするほか、早めに相談受付を終了する場合があります。	【開設時間】 9時30分～12時、13時～16時 ◇ 来場者数の状況に応じて、入場をお断りするほか、早めに相談受付を終了する場合があります。

※留意事項等の詳細は、1月号に同封のチラシをご確認ください。

※西陣織会館については、LINEによる予約が可能です。

※上京納税協会会場については、事前予約制に変更しています。

（詳細は、同封のチラシをご覧ください。）

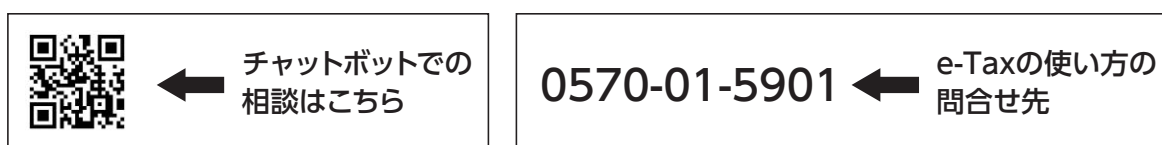
## 確定申告会場への来場を検討されている方へ

### ○ 感染リスク軽減のために「ご自宅からのe-Tax」をご利用ください。

詳しくは「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。



なお、申告の相談は自宅からチャットボットでも可能です。e-Taxで分からないことがある場合についても電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。



### ○ 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です（作成済の申告書等は税務署に提出願います。なお、記載内容の審査は提出後に行います。）。

入場整理券の配付方法は次のとおりです。

#### ① 確定申告会場当日配付

配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。  
なお、配付状況は国税庁ホームページから確認できます。

#### ② LINEを通じたオンライン事前発行

国税庁のLINE公式アカウントから事前に取得できます。



### ○ 確定申告会場における感染防止策にご協力ください。

#### ① 入場時の検温

入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。

#### ② マスクの着用、手指消毒

確定申告会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

#### ③ 少人数での来場

確定申告会場には、申告される方おひとりでお越しください。

なお、介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。



## こんな方は確定申告の必要があります

### 事業所得や不動産所得などがある人

令和3年分の事業所得などの各種の所得金額の合計額から、雑損控除などの所得控除の合計額を差し引き、その残額を基にして算出した税額が、配当

控除額や年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える人は確定申告が必要です。

### 土地や建物などを譲渡した人

令和3年中に土地や借地権、建物などを売って所得を得た人は、それらの所得（分離課税の譲渡所得）について、事業所得などとは分離して税額を計算します。

この場合には、申告書B第一表及び第二表のほかに第三表（分離課税用）を用い、事業所得などその他の所得も合わせて、確定申告をします。

土地や建物を買った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超えていれば長期譲渡所得に、5年以下なら短期譲渡所得になり、それぞれ別の方法で税額を計算します。

自分が住んでいる家と敷地を売った場合や、以前に住んでいた家と敷地を住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売った場合には、一定の条件の下、税負担が軽減される特例があります。

※ なお、申告書には個人番号（マイナンバー）の記載が必要です（青色申告決算書、収支内訳書、計算明細書の申告書添付書類については、個人番号の記載は不要です）。また、申告書提出の際、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

### 還付申告について

確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収税額や予定納税額が納めすぎとなっている人や、給与所得者で医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、雑損控除などの適用を受けようとする人は還付申告をすることが出来ます。

### 損失申告について

令和3年分の所得金額の合計額が赤字になるなどの理由で、純損失や雑損失の繰越控除、純損失の繰戻しによる還付を受けようとする人は、損失申告をすることが出来ます。

所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の納付については振替納税の方法があります。振替納税をご利用の方は、ご指定の金融機関の預金口座から通知書の金額が引き落とされます。便利で安全・確実な振替納税をぜひご利用ください。

手続は簡単です。税務署又は取引金融機関にお申し込みください。振替日は、所得税が令和4年4月21日、消費税が令和4年4月26日です。その日までに納税額に見合う預金をご準備ください。

### 消費税及び地方消費税の確定申告と納税はお早めに

消費税及び地方消費税は、所得税と同様に、納税者の方が自分で税額を計算して申告と納税を行う「申告納税制度」が採られています。

消費税の確定申告をする必要がある方は、同じ申告書用紙で地方消費税の確定申告もすることになります。

令和3年分の申告と納税は令和4年3月31日までとなっていますが、3月に入りますと、税務署の窓口は大変混雑しますので、お早めにお済ませください。

申告・納付などについておわかりにならない点がありましたら、お近くの納税協会までお気軽にお尋ねください。

また、消費税及び地方消費税の申告に当たっては、次のような計算表が国税庁のホームページなどに準備されていますので、利用されると便利です。

- 課税取引金額計算表  
事業所得用
- 不動産所得用
- 農業所得用
- 課税売上高計算表
- 課税仕入高計算表

なお、これらの計算表は、消費税及び地方消費税の確定申告書に添付する必要はありません。

## 医療費控除について

その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額をもとに計算される金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

### 医療費控除の対象となる金額

医療費控除の金額は、次の式で計算した金額（最高で200万円）です。

$$\left( \text{実際に支払った医療費の合計額} - \text{①の金額} \right) - \text{②の金額}$$

- ① 保険金などで補てんされる金額  
 (例) 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など
- ② 10万円  
 (注) その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

### 医療費通知を利用する場合の医療費控除の明細書の記載方法

〒100-0000  
〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇

**医療費のお知らせ**

保険証の記号番号	被保険者氏名
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇

健康保険で診療を受けられたご加入者の皆様へ、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的とし、定期的に医療費のお知らせを発行しています。  
 本医療費のお知らせは、医療費控除の手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除等の申告に関する事項は、税務書へお問い合わせください。

診療を受けた方	診療年月	診療区分	日数	医療機関名等	医療費の総額(円)	保険料からの支払額(円)	国等からの支払額(円)	加入者の支払額(円)	整理番号
〇〇 〇〇	X.X	入院	8	□ □ 会 ◇ 病院	210,000	147,000		63,000	「医療費控除の明細書」の該当する欄に金額を記入
〇〇 〇〇	X.X	外来	1	× × 病院	21,000	14,700		6,300	
〇〇 〇〇	X.X	調剤	1	△ △ 薬局	14,000	9,800		4,200	
〇〇 〇〇	X.X	入院	10	□ □ 会 ◇ 病院	240,000	168,000		72,000	

**令和3年分 医療費控除の明細書 内訳書**

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 〇〇 〇〇 〇〇 氏名 〇〇 〇〇

**1 医療費通知に関する事項**  
 医療費通知(※)を添付する場合、右記の1)~4)を記入します。  
 ※医療費通知が発行する医療費の部等と通知する範囲で、次の3項目が記載されたものをいいます。  
 (例) 保険料負担中等が発行する(医療費の合計額)は  
 ① 診療費等が負担の療養を受けた年月、② 療養を受けた者、③ 療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称、④ 診療費等が支払った医療費の部、⑤ 療養者の名称

① 診療費等に記録された医療費の額	② (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	③ (1)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
145,500 円	145,500 円	0 円

**2 医療費(上記1以外)の明細**  
 「集約欄1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (1)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他		

(出典：国税庁ホームページ (一部加工))

## セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(人間ドック、予防接種等)を行っている方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等(一部の商品には左記のマークが掲載されています)の購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除の特例)を受けることができます。セルフメディケーション税制は通常の医療費控除との選択適用となりますので、いずれか一方を選択して適用することになります。

セルフメディケーション税制による医療費控除額は、実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額(保険金などで補填される部分を除きます)から1万2000円を差し引いた金額(最高8万8000円)です。  
 なお、一定の取組(人間ドックなど)に要した費用は、セルフメディケーション税制による医療費控除の対象とはなりません。

セルフ  
メディケーション税制  
共通識別マーク



(出典：国税庁ホームページ)

## 令和3年分 消費税及び地方消費税の申告・納付

### ■ 消費税及び地方消費税の申告・納付が必要な方

- ① 令和元（平成31）年分の課税売上高が1,000万円を超える方
- ② 令和元（平成31）年分の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ③ 上記①、②に該当しない場合で、令和2年1月1日～6月30日までの期間における課税売上高が1,000万円を超える方  
※課税売上高に代えて、給与等支払額による判定も可能です。

### ■ 消費税の納税額の計算方法

#### 一般的な消費税納税額の計算方法

$$\text{国税の消費税納税額} = \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \text{課税期間中の課税仕入れに係る消費税額}$$

#### 簡易課税制度を適用した場合の消費税納税額の計算方法

簡易課税制度を選択している場合は、事業区分に応じた「みなし仕入率」で計算します。  
※複数の事業を営む事業者は、課税売上高を事業ごとに区分することで、別途特例の計算をすることが可能です。

$$\text{国税の消費税納税額} = \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

種別	みなし仕入率	主な業種
第1種事業	90%	卸売業
第2種事業	80%	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）
第3種事業	70%	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業
第4種事業	60%	飲食店業、その他の事業
第5種事業	50%	金融業及び保険業、運輸通信業、サービス業（飲食店業以外）
第6種事業	40%	不動産業

### ■ 地方消費税の納税額の計算方法

国税の消費税納税額を基に地方消費税の納税額を計算します。

#### 税率6.24%、7.8%適用分

$$\text{地方消費税の納税額} = \text{国税の消費税納税額} \times 22/78$$

#### 帳簿と請求書等の保存

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

# 一人一人の納税が明るい未来を作ります

(上京税務署提供)

## 令和3年分 確定申告に係る『納付』及び『還付』について

### 納付する税金のある方

	納期限	振替日 (振替納税をご利用の方)
申告所得税 及び復興特別所得税	令和4年 <b>3月15日</b> (火)	令和4年 <b>4月21日</b> (木)
消費税及び 地方消費税 (個人事業者)	令和4年 <b>3月31日</b> (木)	令和4年 <b>4月26日</b> (火)

### 振替納税のご利用を!

振替依頼書は、スマホやパソコンから押印なしにオンラインで送信!

⚠ 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。  
※ 残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

⚠ 申告書の提出後に、納付書の送付やお知らせ等はありませんので、下段記載の納付方法等により、納期限までに納付してください。

### 還付される税金のある方

申告書を提出されてから

還付金のお支払いは、**1か月から1か月半程度** 時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

ご存じですか?  
確定申告の納付にオススメ!

## 振替納税(口座振替)

をご利用ください!

- 振替日に預貯金口座からの引落しにより自動的に納付ができます。
  - 現金を持参する必要がなく安全です。
  - 一度手続をすれば、翌年以降も継続して利用できます。
- ※ 転居等により所轄の税務署が変わった場合は新たに手続が必要です。

### 振替納税を始めるには

「振替依頼書」を納期限までに送信いただくだけです(初回のみ)。



スマホからの提出はこちら!



入力要領は、こちら!

(PDF/3.054KB)

※ PCでの提出は、<https://www.e-Tax.nta.go.jp> からアクセスできます。

※ 「振替依頼書」を所轄の税務署に提出することも可能です。

### ダイレクト納付

- e-Tax から簡単な方法で、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。
- e-Tax 利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。



### クレジットカード納付

- 「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>) からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。
- ※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。



### インターネットバンキング等

- インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
- インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax 利用開始届出書の提出が必要です。



他の納付方法は、国税庁HP「国税の納付手続」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>




大阪国税局・税務署 R4. 1





## アフラックの「がん保険」は 「納税協会の福祉制度」に導入されています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。  
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。  
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

 納税協会の福祉制度  
アフラックのがん保険

「生きる」を創る。

 Aflac

〈引受保険会社〉 **アフラック 京都支社**

納税協会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

納税協会会員の  
みなさまへ

納税協会の経営者大型総合保障制度 企業保障プラン

**Lタイプα** [ 無配当歳満期定期保険  
(解約払戻金抑制割合指定型) ]

**50<sup>th</sup>**  
ANNIVERSARY

### ポイント1 安心の長期保障

経営者が万一の際に、残されたご家族に支給するための死亡退職金・弔慰金の財源を確保できます。また、企業防衛に必要な「運転資金」「借入金返済資金」などにも保険金が役立ちます。

### ポイント2 柔軟な保障コスト(保険料)

「保険金額」「保険期間」の設定に加え、解約払戻金抑制割合を指定することで、「保険料・解約払戻金のバランス」を自在に設計することができます。

### ポイント3 長期安定的な解約払戻金

解約払戻金を「経営安定資金」や「退職金原資」など幅広い用途に活用可能です。高い解約返戻率が長くつづくため、勇退時期が予定より前後にずれても安心です。

※解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくと減少し、満了時には0になります。また、解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。

※解約払戻金・保険料は、契約時に指定する解約払戻金抑制割合(0~100%)に応じて決定されます。100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなり、保険料は最も安くなります。0%に指定した場合、解約払戻金・保険料ともに最も高くなります。解約払戻金抑制割合は契約時にのみ指定可能で、保険期間中に変更することはできません。

※この保険には満期保険金・配当金はありません。

◎この資料は、2019年8月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。

◎この制度は、納税協会会員向けの制度です。ご加入後に納税協会を退会された場合は、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社 **DAIDO 大同生命保険株式会社**

京都支社/  
京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル4F)  
TEL 075-231-5341

F-2019-1003(2019年8月7日)

考えてみよう 身近な税を

AIG

AIG損保

企業防衛・福利厚生目的に  
納税協会のビジネスガードシリーズ

地域社会に貢献する

 **納税協会の自動車保険**

AIG損害保険株式会社は、  
充実の補償とサービスで、納税協会の会員企業を  
自動車に関する様々なリスクからお守りします。



この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

京都支店

〒600-8372

京都市下京区五条通大宮南門前町480

TEL.075-371-2111 FAX.075-341-4380

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(B-152296 2020-01)